

弁護士互助年金規則

(昭和四十四年五月十日規則第二十四号)

全部改正 昭和六一年 二月二一日

改正 平成 五年 二月一九日

同 五年 九月一七日

同 六年 二月一八日

同 七年 六月一六日

同 八年 二月一六日

同 八年 三月一五日

同 一一年 二月一九日

同 一二年 一月二一日

同 一四年 三月一一日

同 一四年 六月二一日

同 二七年 九月一〇日

令和 四年 一月二一日

- 1 -

め、規程に基き弁護士互助年金規則(以下規則という。)を定める。

(加入方法)

第二条 弁護士互助年金(以下年金という。)に加入するには、加入申込書に所定事項を記載して本会に申込まなければならない。

2 加入申込書記載事項に変更を生じたときは、遅滞なくその旨を本会に届けなければならない。

3 加入者に加入者証を交付する。

(脱退)

第三条 規程第三条の脱退事由は次のとおりとする。

一 年金給付開始前に年金の全部又は一部の脱退を申出たとき。

二 A種年金の拠出金を払い込み期日から二ヶ月以上滞納したとき。

(加入者の資格の保有)

第四条 規程第三条ただし書による加入者の資格の保有は、加入者が法曹関係の公職又はその他一時的な公職に従事するため、本会の登録を取消したときとする。

2 加入者が前項により資格を保有する場合は、登録取消後一ヶ月以内に、公職の名称及び勤務場所を届出なければ

(規則の制定)

第一章 総則

第一条 弁護士互助年金事業の運営管理を円滑にするた

ばならない。

(拠出金の払込み及び加入日)

第五条 A種年金の拠出金は、毎月本会の指定する日に、加入者の預金口座から口座振替の方法により払い込むものとする。

2 B種年金の拠出金は、年二回、本会の指定する期間に、本会の指定する口座に振り込む方法により払い込むものとする。

3 年金の加入日は、第二条の規定により加入申込みをし、拠出金(A種年金にあつては、第一回の拠出金)を払い込んだ月の翌月一日とする。

(加入口数の変更)

第六条 加入者が加入口数を増加する場合は、第二条に準じるものとする。

2 加入者が加入口数を減少する場合は、減少口数につき脱退に準じるものとする。

第二章 給付

(普通年金の給付金額)

第七条 普通年金の給付金額は、給付開始時までの拠出金

- 3 -

の元利合計額から付加手数料を控除した額に対し、給付開始年齢に応じて会長が定める率を乗じた金額を年金月額とする。ただし、給付開始以降の利息が給付開始時における会長が定める予定利率を上回ったときは、上回った利息相当分をもつて算出された金額を増加年金額とし年金月額に加算する。

(減額年金の給付金額)

第八条 減額年金の給付金額は、給付開始時までの拠出金の元利合計額から付加手数料を控除した額に対し、給付開始年齢に応じて会長が定める率を乗じた金額を年金月額とする。ただし、給付開始以降の利息が給付開始時における会長が定める予定利率を上回ったときは、上回った利息相当分をもつて算出された金額を増加年金額とし年金月額に加算する。

(遺族年金の給付金額)

第九条 遺族年金の給付金額は加入者の死亡当時の普通年金又は減額年金と同額とする。

(年金一時払金の給付金額)

第九条の二 年金一時払金の給付金額は、第七条又は第八条の年金月額に対し、給付開始後十五年までの残期間に対応する会長が定める率を乗じた金額とする。

- 4 -

(打切一時払金の給付金額)

第十条 打切一時払金の給付金額は、第七条乃至第九条の年金月額に対し、給付開始後十五年までの残期間に対応する会長が定める率を乗じた金額とする。

(脱退一時払金の給付金額)

第十一条 脱退一時払金の給付金額は、拠出金の元利合計額から付加手数料を控除した額とする。

(遺族一時払金の給付金額)

第十一条の二 遺族一時払金の給付金額は、前条により算出された金額に、拠出中のA種年金口数に五千円を乗じた金額を加算した金額とする。

(寄附金の配分)

第十二条 本会において年金資金として収受した寄附金の元利合計額は、A種、B種の加入者に対し均等にこれを配分することができる。ただし、その配分の時期・方法及び配分の率は、委員会の決するところによる。

(給付金額等の変更)

第十三条 本章に定める給付の金額及び利率は、年金資金運用の実績、経済情勢、金利水準その他年金資金運用に影響を及ぼす事情の変動に応じ、委員会の決議により変更することができる。

- 5 -

(給付の請求)

第十四条 加入者又は規程第十七条の承継受取人(以下承継受取人という。)が本章に定める各給付を請求するとき、所定の書類に加入者証を添えて本会に申出なければならぬ。

2 普通年金、減額年金給付の申出は、毎月二十日までに行うものとし、二十一日以降の申出は、翌月に申出たものと見做す。

(給付の方法及び通知)

第十五条 加入者又は承継受取人に普通年金、減額年金又は遺族年金の給付を開始するときは、委員会は給付金額を決定して通知する。給付金額を変更したときも同様とする。

2 普通年金、減額年金及び遺族年金は、申出月の翌日より年金給付額の四分の一相当額を三ヶ月毎に給付する。

3 年金受給者が受給後十五年を超えて生存し死亡したときは、死亡日から最初に到来する年金受給開始応当月の前月分まで年金を給付する。

4 加入者又は承継受取人に年金一時払金、打切一時払金、脱退一時払金又は遺族一時払金を給付するときは、委員会は遅滞なく給付金額を決定して給付する。

- 6 -

5 規程第十七条第三項及び第四項の場合は、同項の代表者に通知及び給付する。

(受給者等の届出)

第十六条 加入者が死亡したときは、承継受取人は遅滞なく加入者及び承継受取人の戸籍抄本、相続人の場合は相続を証する書面、その他所定の書面を添え、本会に届出なければならぬ。

2 第七条乃至第九条の年金受給者は、毎年本会が通知する日までに、受給者の住民票抄本又は戸籍抄本を本会に提出しなければならない。

3 前項の提出がないときは年金の給付を停止することができる。

第三章 管理運用等

第十七条から第二十五条 削除

(金融機関等に対する委託)

第二十六条 本会は、年金資金の管理運用及び年金事業の事務の一部を、信託銀行又は生命保険会社等に委託することができる。

附 則 (昭和六一年二月二一日全部改正)

- 7 -

1 この改正規定は、昭和六十一年五月三十一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存するC種年金については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年二月一九日改正)

1 第三条第二号、第五条、第六条乃至第八条及び別表第一乃至第三の改正規定は、平成五年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にA種年金、B種年金の年金給付の支給を受けている者については従前の例による。

附 則 (平成五年九月一七日附則改正)

1 第三条第二号、第五条及び第六条の改正規定は、平成五年十月一日から、第七条及び第八条並びに別表第一乃至第三の改正規定は、平成六年一月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にA種年金、B種年金の給付を受けている者については、従前の例による。

附 則 (平成六年二月一八日改正)

1 第七条及び第八条並びに別表第一乃至第三の改正規定は、平成六年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にA種年金、B種年金の給付を受けている者については、従前の例による。

- 8 -

附 則（平成七年六月一六日改正）

- 1 第六条第一項、第七条、第八条、第九条の二乃至第十条の二、第十四条第二項、第十五条第二項乃至第五項、別表第三及び別表第四の改正規定は、理事会の定める日（平成七年六月十六日）から施行し、平成七年四月一日から遡つて適用する。
- 2 この規定の施行の際現にA種年金、B種年金の給付を受けている者については、なお従前の例による。

附 則（平成八年二月一六日改正）

- 1 第七条及び第八条並びに別表第一乃至第三の改正規定は、平成八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にA種年金、B種年金の給付を受けている者については、従前の例による。

附 則（平成八年三月一五日改正）

第十七条乃至第二十五条及び第三章章名の改正規定は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年二月一九日改正）

- 1 第七条及び第八条並びに別表第一乃至第三の改正規定は、平成一一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にA種年金、B種年金の給付を受けている者については、従前の例による。

- 9 -

附 則（平成一二年一月二一日改正）

第三条及び第十一条の二の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年三月一日改正）

第十一条及び別表第四の改正規定は、平成十四年五月一日から施行する。

附 則（平成一四年六月二一日改正）

- 1 第七条及び第八条並びに別表第一乃至第三の改正規定は、平成十四年七月一日から施行する。但し、平成十四年七月一日から同年八月末日までの間の予定利率は委託生命保険会社の拠出型企業年金契約の委託割合に基づく加重平均予定利率を適用するものとする。
- 2 この規則の施行の際現にA種年金、B種年金の受給を受けている者については、従前の例による。

附 則（平成二七年九月一〇日改正）

第五条の改正規定は、平成二十七年九月十日から施行する。

附 則（令和四年一月二一日改正）

- 1 第七条、第八条、第九条の二、第十条及び別表第一から別表第三までの改正規定は、令和四年七月一日から施行する。

- 10 -

2 この改正規定の施行の際現にA種年金、B種年金の給付を受けている者については、なお従前の例による。